

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成24年第11回定例会)

- 1 期 日 平成24年11月22日(木)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後5時00分
- 2 出席委員
- |  |       |         |
|--|-------|---------|
|  | 委 員 長 | 星 野 龍   |
|  | 委 員   | 梓 澤 キヨ子 |
|  | 委 員   | 原 田 孝   |
|  | 委 員   | 貞 廣 斎 子 |
|  | 委 員   | 植 松 榮 人 |
- 3 出席職員
- |               |         |
|---------------|---------|
| 学校教育部長        | 辻 利 信   |
| 生涯学習部長        | 早 瀬 登美雄 |
| 学校教育部参事       | 植 草 満壽男 |
| 学校教育部参事       | 野 中 良 範 |
| 学校教育部参事       | 高 柳 英 昭 |
| 学校教育部・生涯学習部参事 | 吉 川 清 志 |
| 学校教育部次長       | 田久保 正 彦 |
| 生涯学習部次長       | 市 川 隆 幸 |
| 学校教育部副参事      | 鈴 木 博   |
| 生涯学習部副技監      | 及 川 隆 志 |
| 生涯学習部副参事      | 井 澤 元 行 |
| 教育総務課長        | 飯 島 稔   |
| 学校教育課長        | 小 熊 隆   |
| 指導課長          | 村 田 均   |
| 総合教育センター所長    | 小松崎 修 男 |
| 学校給食センター所長    | 廣 瀬 功 一 |
| 社会教育課長        | 上 野 久   |
| 生涯スポーツ課長      | 片 岡 利 江 |
| 青少年課長         | 浅野目 俊 紀 |
| 青少年センター所長     | 新 井 嘉 晴 |
| 菊田公民館長        | 佐々木 とも代 |
| 学校教育部主幹       | 村 山 典 久 |
| 学校教育部主幹       | 真 田 知 幸 |
| 学校教育部主幹       | 島 本 博 幸 |
| 学校教育部主幹       | 小 浜 由美子 |
| 学校教育部主幹       | 小 澤 由 香 |
| 生涯学習部主幹       | 猪 股 昭 喜 |
| 生涯学習部主幹       | 森 下 雅 之 |

#### 4 会議内容

委員長が

平成24年習志野市教育委員会第11回定例会の開会を宣言

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(1)から(3)及び議案第56号、協議第1号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について、非公開の議案等を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成24年第10回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

#### 議案第57号 習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課)

学校教育課長が

平成25年2月1日から谷津地区の一部の町の区域及び名称を変更することに伴い、谷津小学校の通学区域及び谷津・向山・津田沼・藤崎の各幼稚園の通園・通学区域に「奏の杜1丁目から3丁目」を加えるものである。また、区域外通学の児童・生徒の取り扱いについても国からの通知に基づき弾力的に運用している現状に合わせ、明文化するものである、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第57号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### 議案第58号 平成24年度末及び平成25年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について (学校教育課)

学校教育課長が

平成24年度末及び平成25年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動を適正円滑に実施するため、千葉県教育委員会の異動方針に基づき、本市教育委員会として異動方針を定めようとするものである、と概要を説明

委員が

主幹教諭について、習志野市の具体的な配置はあるのか、と質問

学校教育課長が

主幹教諭については、基本的に管理職と教諭との間に入って校務を一部整理していくものであるが、本市としては、昨年度より第四中学校に1名主幹教諭を配置している。今年についても希望しているものが1名いる中で配置を検討していきたい、と回答

委員が

主幹教諭を配置することによって、学校側にメリットはあるのか、と質問

学校教育課長が

主幹教諭については様々な形で学校の中の役割を担っているが、第四中学校においては主に全学年を通しての進路指導を中心に業務の分担をしている。進路指導に関して、学年全体を通じた指導を進めていく事ができるというメリットがある、と回答

委員が

管轄区域内の異動の実績はどれぐらいなのか、と質問

学校教育課長が

平成24年度末の、管轄区域内の実績は本市から他市に出たものが16名、他市から本市へ入ってきたものが16名、葛南5市を含めた異動が32名であり、管理職については内数として本市から他市に出たものが1名、他市から本市へ入ってきたものが2名で合計3名である、と回答

委員が

管轄区域外への異動はあるのか、と質問

学校教育課長が

管轄区域外は管轄区域内とのシステムの違いがある。管轄区域内は同数で異動しあう場合が多いが、管轄区域外への異動は一方通行で行われることが多い。昨年度の実績は、市内から出たものが6名、市内へ入ってきたものが4名で合計すると10名の人事の交流があり、管理職については内数として市内から出たものが1名、市内へ入ってきたものが2名で合計3名である、と回答

委員が

異動は本人の希望で行われるのか、と質問

学校教育課長が

人事配置なので本人の意向が無いとは言えないが、基本的に全体のバランスの中で人事配置がされていく、と回答

委員が

人事の更新について、指導が不適切である教諭等については、研修等を含め厳正に対応するとあるが、その基準はなにか、と質問

学校教育課長が

数値的、段階的なものとして表しにくいことであるが、一つの観点としては、子供たち

に対する指導が成り立たない、また本人が職場の中でコミュニケーションがとれない等の問題を抱えている場合、その現状を確認し、指導を行い、更に経過を観察し改善がなされなかった場合は認定することになる、と回答

委員が

袖ヶ浦西小学校の公開研究会に行った際、非常に若い世代の教員が多いと感じる反面、30代後半から40代の教員が少ないように感じたが、このあたりの人事配置はどうなっているのか、と質問

学校教育課長が

委員のご指摘の通り、年齢層のバランスが良くないのが事実である。本市の30代後半から40代の教員は全体の7.8%、40～45歳の教員は7.2%であり、他の年代に比べかなり少ない現状である。教員の世代が二極化されてきている中で、役割分担をしていくなから年齢層の薄いところを補っていきこうと各学校で取り組んでいる、と回答

委員が

教員の世代が二極化されてきているのは本市だけでなく全国的にもみられる問題なのか、と質問

学校教育課長が

本市だけではなく、全国的な問題であり、特に都市部、葛南地区、東葛地区にみられる問題である、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第58号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第59号 平成24年度末及び平成25年度習志野市立幼稚園及びこども園教職員人事異動方針の制定について (学校教育課)**

学校教育部主幹が

平成24年度末及び平成25年度習志野市立幼稚園及び習志野市立こども園教職員人事異動を適正円滑に実施するため、本市教育委員会として異動方針を定めようとするものである。昨年度同様、幼保一元化として一層の充実を図るため幼稚園とこども園、保育所の壁をなくし、積極的に人事交流を図ることを異動方針の軸とした、と概要を説明

委員が

今年度は幼稚園の新規採用をする予定はあるか、と質問

学校教育部主幹が

新規採用の予定はあるが、幼保一元化として幼稚園と保育士の両方の資格を持った方を採用するという方向である、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第59号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第60号 習志野市放課後児童健全育成事業条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (青少年課)**

青少年課長が

津田沼小学校全面改築に伴い、既存の「津田沼児童会」及び「津田沼第二児童会」を廃止し、新たに「つだぬま第一児童会」及び「つだぬま第二児童会」を創設するため、習志野市放課後児童健全育成事業条例施行規則の一部を改正するものである。なお名称を、漢字からひらがな表記へ変更したことについては、放課後児童会を創設するための施設整備として国及び千葉県の補助金を活用する上で同一名称が使用できないことから、ひらがな表記へと変更するものである。施行期日は、津田沼小学校の開設日に合わせた平成24年12月10日とする、と概要を説明

委員が

名称が変更になっただけで、運営に変更はないのか、と質問

青少年課長が

運営については従来通りである、と回答

委員が

入会を許可されているものとあるが、条件はあるのか、と質問

青少年課長が

入会の条件は、家庭で保護者が日中働いている、もしくは家庭で保護者が病気を持っていて面倒を見ることができない場合の小学1年生から3年生で、特別支援を要する児童については6年生まで受け入れているが、基本的に入会希望者全員を受け入れるようにはしている、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第60号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成24年12月26日（水）午後3時に決定された。

<報告事項（1）ないし（3）及び議案第56号、協議第1号は非公開>

**報告事項（１） 平成２４年度習志野市教育委員会顕彰規定に基づく表彰の功績の追加について** **（教育総務課）**

教育総務課長が  
平成２４年度習志野市教育委員会顕彰規定に基づく表彰の功績の追加について概要を報告

報告事項（１）は了承された。

**報告事項（２） 平成２４年度習志野市教育委員会顕彰規定に基づく感謝状の授与について** **（教育総務課）**

教育総務課長が  
平成２４年度習志野市教育委員会顕彰規定に基づく感謝状の授与について概要を報告

報告事項（２）は了承された。

**報告事項（３） 臨時代理の報告について（習志野市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について）** **（学校教育課）**

学校教育課長が  
平成２４年習志野市議会第４回定例会において平成２５年２月１日から谷津地区の一部の町の区域及び名称を変更することを受け、習志野市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正するものである。具体的には、習志野市立第一中学校の住所が谷津６丁目４番１号から、奏の杜１丁目１３番１号となる。本条例の改正について平成２４年習志野市議会第４回定例会の議案として提出することとなっており、市長への申し出は本来教育委員会議決事項であるが、この度の改正事項である第一中学校の位置の決定が平成２４年１１月１５日となり教育委員会を招集する暇がなかったため、習志野市行政組織規則第４条第１項の規定に基づき教育長の臨時代理により決定したことを報告するものである、と概要を報告

委員長が質疑なしと認め、報告事項（３）は了承された。

**議案第５６号 習志野市教育委員会顕彰規定に基づく表彰について** **（教育総務課）**

教育総務課長が  
習志野市教育委員会顕彰規定に基づく表彰について概要を説明

採決の結果、議案第５６号は原案どおり可決された。

教育総務課長が

今回、協議する事項は、10月1日付けで示された市長の予算編成方針に基づき、教育委員会として予算編成作業を進めるにあたり、平成25年度に新たに実施しようとする事業や例年の経常的な経費に加え、臨時的に予算化をしようとする事業等について、意見を伺おうとするものである。平成25年度の予算編成は、歳入面では、個人市民税や固定資産税の減収など歳入の根幹となる市税の増加が見込めず、歳出では長引く景気の低迷や少子高齢化の進展による社会保障関連経費の増加に加え、公共施設の老朽化及び防災・減災への対応として多額の財政負担が見込まれることから、平成25年度においても引き続き厳しい財政運営となる見込みである。教育委員会としても経費削減など歳出面の見直しを図りつつも、多くの施設を所管していることから維持管理面や制度改正等による新たな事業実施の必要性などを考慮し、順序化、重点化を図り予算編成に臨んでいく。今回の協議を経て、これらの事業の他、経常的な事業を含め、12月定例教育委員会会議において、平成25年度教育費当初予算案として、改めてご審議いただき、その後市長に申し入れを行う予定である、と概要を説明

委員が

学校問題対応対策事業について、学校をめぐる事故やトラブルが増加している中、このような事業があることは大変うれしいことであるが、習志野市の具体的な現状はどうなっているのか、と質問

学校教育課長が

学校で起こる事故やトラブルは即対応をしないといないと問題が大きくなってしまったり、相手方に関しても早急な対応を求められる場合が多い。市長事務部局の法律相談を中心に対応しているが、現状としては本年度だけで10件の法律相談を依頼している。教育委員会としては、学校問題対応対策事業を立ち上げ、1つの問題に早急に対応できるような体制をつくっていききたい、と回答

委員が

学校で起こる事故やトラブルは職員の初期対応に問題があると考え。危機管理に対する研修を行うことで、職員の意識改革や能力向上につながるのではないかと質問

学校教育課長が

管理職を中心に一般教諭を含め法的、医学的な部分で研修・指導を頂いていく事も学校問題対応対策事業の中で検討している。現状でもトラブル対応については学校訪問、校長会議で度々説明している。と回答

委員が

学校問題対応対策事業について、弁護士や医師の人選について既にある程度接触はあるのか、と質問

学校教育課長が

これから人選をしていかなければいけない中で、なるべく学校関係に明るい方をお願い

をしていきたい、と回答

委員が

心理発達相談員配置事業について、特別支援を要する子どもが普通学級に増加するであろう時の対応として、支援員自体を増員する等の方法がある中、なぜ心理発達相談員配置事業を選んだのか、また一年間導入したうえで支援員を配置した方が良いという声が多い場合は、この事業が見直される可能性はあるのか、と質問

指導課長が

支援員の配置については、本市では個人に配置をしている介助員の他に、各学校に1名ずつ介助員を配置している。配置についてはかなり手厚く行われている状況である中で、普通学級にいる子供たちの中から、発達に何らかの課題があると考えられる子供についての不安が非常に多く寄せられている。現在は指導課の特別支援の指導主事と総合教育センターの指導主事の2名あるいは1名ずつが相談に応じて各学校を巡回し指導しているが、あくまで経験則に基づく判断が多いので、臨床心理士による専門的な見地からアプローチしていく面をサポートして頂き、特別支援指導主事は教育的側面からコンサルテーションし、相互にリンクすることで一人一人に合った特別な支援ができるのではないかと考え、臨床心理士についての心理発達相談員の配置について検討し、予算を計上した。今後、この事業の見直しについては、実際に事業を行いながら随時見直しをしていく予定であるが、現状のニーズから考えて縮小していく予定はない、と回答

委員が

心理発達相談員の配置は現場からのニーズに応じたものであると思うが、だからこそ来年度読めない部分もあるなかで、この予算で大丈夫なのか、と質問

指導課長が

現在、月10日の勤務を予定している中で、本市小・中学校23校なので月に7校ずつを7回、1校1回で7校を回り、その間で就学の相談に対応していくという形態を現在考えている。ただ器械的に巡回するのではなく、要望の高い学校や、課題が大きい学校を優先的に回っていく、と回答

委員が

現場の教員のパワーになるかと思うので機能的な対応を是非お願いしたい、と要望

委員が

小学校トイレ改善事業について、トイレの老朽化が進んでいる中で、具体的にはどのように老朽化が進んでいるのか、と質問

教育総務課長が

平成23年度までは耐震補強工事と大規模改修を進めてきたが、震災の影響で耐震化を優先的に行うことで進めている。トイレの状況としては、配管の古さや、床がタイルのため清掃時にブラシを使い水で洗うこと、配管の老朽化等で悪臭に繋がっている。教育環境の改善を考えていかなければいけない中、平成26年度に2校の改修を行う予定であり、来年度はその設計を委託し、予算協議も含め整備を進めていきたい、と回答

委員が

予定では、どこの学校が順次改装になるのか、と質問

教育総務課長が

小学校では15校中8校、中学校では7校中3校が全くの未整備である。順次進めていきたい考えではあるが、予算の関係等で1年間に1校または2校できるか解らない状態である。今の段階では、どこの学校が順次改善されるとは言えない状態であるが、市長事務局と学習環境の改善をはかることを協議し、数多くの学校のトイレ改善を進めていきたい、と回答

委員が

校務用パソコン整備事業について、ICTは教員の業務の軽減化や授業及び校務の情報化を推進する教員の1つの方法であり、平成25年度には100%のパソコンの配置をするということだが、配置されているだけで使われていない状況も考えられる。積極的に教員が授業や校務の情報をパソコンを使って推進するためには何らかの取り組みや手立てがあるのか、また校務に関して教育委員会を含めたネットで結ばれた事務システムはあるのか、と質問

総合教育センター所長が

現在62%の校務用パソコンの整備を行い、1学期の段階でパソコンの利用状況は、ほぼ毎日使用しているという割合が50%を超えている状況であり、毎日から3日に1回使用という割合が80%を超えている。しかし、ほとんど活用していないという教員がいることについては、多くの教員が個人持ちのパソコンを使用しているため、校務用パソコンを使用していない状況である。その上で、校務の効率化を図る校務支援ソフトを中学校のパソコンに導入している。小学校についても随時導入の予定である。また授業の中でもパソコンを活用した授業ができるように、ICT器機活用研修を夏休み中に4年目、21年目の教員を対象に実施している。校内LANについては整備が終わっている中で、今後は教育委員会と学校をつなげるよう研究をしていきたい、と回答

委員が

習志野市は教員に対して情報リテラシーに関する調査は行っているのか、と質問

総合教育センター所長が

1学期に1度調査を行ったが、2学期も更に調査を行う予定である。3学期については文科省が調査するのに合わせ実施していく。アンケート調査については、内部組織の情報教育推進委員会で公表していく、と回答

委員が

パソコン業務が増えることで、情報漏えい等の問題も増えてくる等、校務の情報化というものはメリットもあるしデメリットもあるので十分気を使って進めてほしい、と意見

総合教育センター所長が

情報のセキュリティーポリシーについては、各学校が指針を作り、それをセンターが集

め点検をしている。また、センターの方でもひな形をつくり配布し、ポリシーについても十分注意して取り組んでいきたい、と回答

委員が

小学校施設改善設備事業について、幼稚園・小学校の防犯カメラの設置状況はどうなっているのか、と質問

教育総務課長が

小学校の防犯カメラの設置状況について、現在市内では屋敷小学校、大久保小学校、向山小学校、谷津小学校、鷺沼小学校、実籾小学校、谷津南小学校の7校に防犯カメラが設置してある。設置の基準としては、正門から管理諸室が遠く、かつ昇降口が見えにくい場所にあるといった学校を優先的に設置している、と回答

学校教育部主幹が

幼稚園については、基本的に防犯カメラは設置していないが、杉の子こども園、東習志野こども園については整備をしている状況である、と回答

委員が

幼稚園児は小学生よりも年少で危険なイメージがあるが、防犯カメラを設置していないのはなぜか、と質問

学校教育部主幹が

幼稚園については、規模が小学校よりも大きくないこと、基本的に1階建てで、管理諸室からの見通しも問題ないこと、また登園時に保護者が同伴すること等、安全上問題がないという観点から設置をしていない状況である、と回答

委員が

小学校施設改善設備事業及び中学校施設改善設備事業について、緊急対応工事費がかなりの額であるが、すべて使われる予定はあるのか、と質問

教育総務課長が

緊急費用の他に、学校施設の老朽化が進む中、壁の補修、配水管の整備等、様々な学校要望が出ている。その他に法令的な点検、消火器、消火栓の管理費用、衛生面に係るものがある。例年、予定したもの以外で緊急的に対応しなければならない状況があるので、この額を見込んで、と回答

委員が

法令的な点検等は定期的に行われているものなのか、と質問

教育総務課長が

法令点検を要する時期にあわせ実施している、と回答

委員が

武道必修化整備事業について、柔道着は共有なのか、と質問

指導課長が

柔道着については、40着を各学校に配当し、それを洗い替えして使用する予定である、と回答

委員が

保護者の負担軽減という面で学校側が柔道着を購入するというのも解るが、柔道の場合は個人で購入させた方が衛生上安心なのではないか。また、柔道着を共有することで嫌がる子供も出てくるのではないかと質問

指導課長が

柔道は1年次と2年次にそれぞれ10時間程度ずつしか学習しない為、その時間だけに個人で購入させることに対して様々な意見があったことから、まずは各学校に配当することとした。この事業は2年計画であるので、来年度は今年度配当しなかった学校に配当するという形で予算化している、と回答

委員が

1着の柔道着を何人もが使いまわすことに対する意見を聞く等、現場の情報をよく収集しながら進めてほしい、と要望

委員が

個人的に柔道着を購入したい等の希望があった場合、それは了承されるのか、と質問

指導課長が

たとえば、柔道部の子どもや、他にも兄弟で使いまわすこともあるので、個人で購入して使用することに支障はない、と回答

委員が

高等学校管理運営費の中の、バス運行管理業務委託について、習志野高校では教員が運転しているバスがあるが危険なのではないかと質問

学校教育部副参事が

現在、習志野高校では公用車としてバス3台を保有している中で1台を運転業務委託している。この運転業務委託をしたところ教諭の負担軽減、事故防止につながったため、来年度はもう1台委託をし、将来的には3台とも委託をし、教諭の更なる負担軽減と事故防止をはかりたい、と回答

委員が

事故防止の観点からもすべてのバスの運転業務委託を少しでも早く行ってほしい、と要望

委員が

谷津貝塚調査事業について、報告書は全部で3冊刊行予定とあるが、これはどういうことか、と質問

生涯学習部主幹が

既に刊行されている報告書を含め全部で4冊を刊行予定である。第一巻が旧石器時代、第二巻、第三巻が主に奈良時代から平安時代にかけての報告書である。第四巻については残りの旧石器時代についての報告書である。第二巻、第三巻が今年度末、また第四巻が来年度の6月に刊行される予定である、と回答

委員が

放課後児童会施設整備事業について、藤崎児童会設置の予算額が突出しているのはなぜか、と質問

青少年課長が

藤崎児童会については、37年が経過している木造建設の専用児童会であるが、老朽化と合わせて、児童数が今の児童会では賄いきれない為、2つの児童会を2階建てで建設する予定である。また谷津児童会、東習志野児童会についても小学校の余裕教室を改修し児童会運営をしていたが、来年度放課後児童数が増える予定なので、余裕教室を2つ改修し運営を進めていくものである、と回答

委員が

袖ヶ浦西小学校に公開研究会で行った際に、各教室に50インチのテレビモニターが置かれていたが、こういった経緯で導入されたものなのか、と質問

総合教育センター所長が

小学校に13台、中学校に10台を平成22年度、国の補助金を採用し整備したものであり、袖ヶ浦西小学校については普通学級が13学級なので各教室に配置している状況である。他の学校についてはある程度固定された教室に配置し、生徒たちがその教室で使用する若しくは運んで自分たちの教室で使用する状況である、と回答

委員が

全体的なことについて、はじめに教育総務課長から補足説明のあったものと、なかったものがあるが、これはどのような違いがあるのか、と質問

教育総務課長が

新規に予算化しようとする事業、または優先順位の高いものを補足的に説明させていた、と回答

委員が

学校に予算が配分されていると思うが、学校規模に応じた配分になっているのか、そこにプラスで学校からの要望に応じた裁量予算を配分しているのか、また今後どのような方針を持っているのか、と質問

教育総務課長が

学級数や児童数、生徒数を基本に消耗品費や、備品購入費等を配当予算として各学校に配当しているが、光熱費等は教育総務課で一括管理し、支出をしている、と回答

委員が

各学校がプロジェクト予算のような形で、特別なことをしたいという要望を受けて予算化することはないのか。また、例えば学校が光熱費を節約していることに対して、その予算を学校で自由に使っても良いということは行っていないのか、と質問

教育総務課長が

現在のところ習志野市では実施していない、大変貴重な意見として受け止めさせていただいた、と回答

委員が

市区町村の教育委員会にも自立性が求められている中で、学校それぞれが自分の学校の課題に機動力をもって対応するときに、自由に使えるお金があることはとても大きいので、そのような方向性をもっていくのも一つの選択肢であると思う、と意見

委員が

新規の事業の中に袖ヶ浦こども園の予算があがっていないが、なぜか、と質問

学校教育部主幹が

袖ヶ浦こども園についての、こども園整備事業は教育委員会としてではなく、こども部として、市長事務部局として予算をあげている、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

委員長が

平成24年習志野市教育委員会第11回定例会の閉会を宣言